

制定 令和3年10月25日
改正 令和4年 6月 1日
和歌山運輸支局

レンタカー事業者証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、レンタカー事業の許可を受けた事業者であることを証するための書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施届出を行っている事業者であることを証するための書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 レンタカー事業者証明書の交付の対象となるものは、レンタカー事業の許可を受けた者とする。また、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象となるものは、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施にかかる届出を運輸支局長又は運輸監理部長（以下、「運輸支局長」という）に提出した者とする。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は次に掲げるものとする。

- (1) レンタカー事業者証明書（様式第1-1号）
- (2) ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式第1-2号）

(交付の申請)

第4条 レンタカー事業の許可を受けた者は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。また、レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施届出を行った事業者は、乗り捨て（ワンウェイ）実施場所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(証明書の交付)

第5条 運輸支局長は、前条の規定による申請に不備がないときは、レンタカー事業者証明書及びワンウェイ方式実施事業者証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付する。
- 3 運輸支局長は、第1項及び第2項の証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳（様式第3号）に登録することとする。

(有効期限等)

第6条 証明書の有効期限は、交付日の翌日から起算し5年とする。

2 証明書の有効範囲は、近畿運輸局管内の各運輸支局、運輸監理部、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会とする。

3 証明書は、自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録等には使用できないものとする。

(証明書の記載事項変更)

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名又は名称、住所に変更を生じたときは、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）に必要事項を記載のうえ、運輸支局長に申請し、変更後の内容が記載された証明書の交付を受けなければならない。

2 前項の交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の更新)

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1ヶ月前から行うことができる。

2 前項の更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 更新の際は、従前の有効期限から新たに5年の有効期限を付すものとする。

(証明書の再交付)

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により、速やかに運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

(証明書の返納)

第10条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業又はレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式を廃止したときは、当該証明書を運輸支局長に返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第11条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。